

6. 調査方法

- (1) 4により抽出した小学校および中学校において、対象クラスの児童生徒に付表1「調査票」を配布し、児童生徒または保護者が各食事の食物摂取状況およびアンケートに記入する。
- (2) 食物摂取状況については純摂取量および食品番号を、食生活状況等アンケート調査については付表2「家庭の食生活状況等調査回答票」に転記したものを、「滋賀の健康・栄養マップ」のデータに準じ財団法人滋賀県学校給食会が開発した栄養実態調査システムによりコンピュータ集計し作表する。

【集計について】

栄養価算定

原則として「五訂増補日本食品標準成分表」を使用する。

食品群分類

付表4に示すとおりの分類とする。

栄養摂取量の評価

「日本人の食事摂取基準（2010年版）」により、推定エネルギー必要量は「身体活動レベル」を、脂質・食塩は「目標量」を、その他の栄養素は「推定平均必要量」を基準に考える。

- (3) 半調理加工食品の利用状況、間食（夜食を含む）調査については、調査員が集計を行う。

7. 調査結果に基づく分析事項

(1) 家庭の食生活状況

家庭の食生活状況等アンケート

平成12年度、平成17年度との比較

家庭の食生活状況と体の調子との相関関係

(2) 食物摂取状況

栄養摂取状況

栄養摂取分布状況

食品群別摂取状況

食品群別摂取分布状況

栄養摂取、食品群別摂取状況等の推移（平成2年度～平成22年度）

間食（夜食を含む）摂取状況

家庭の食生活状況等アンケートと栄養摂取状況との相関関係

(3) 集計者

上記6(2)・(3)に基づき、集計委員が分析・考察を行う。